



# 法令改正について

法令等の改正動向(令和7年1月~12月)

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

## 法令等の改正動向(令和7年1月~12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
			○		03. 28	高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正	告示第34号
		○	○		03. 31	容器保安規則等の一部改正	省令第23号 告示第42号 経済産業省国土交通省告示第1号
		○		○	04. 17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号
○					05. 28	防衛省設置法等の一部を改正する法律によつ高圧ガス保安法の一部改正	法律第44号
				○	06. 30	高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて等の一部改正	20250630保局第4号
		○			07. 31	容器保安規則の一部改正	省令第57号

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
	○				08. 01	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による産業構造審議会令の一部改正	政令第276号
	○				08. 08	流通事務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による産業構造審議会令の一部改正	国土交通省政令第292号
			○		08. 29	保安検査の方法を定める告示の一部改正	告示第123号
		○	○		10. 01	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、及び関係法律の規定に基づく液化石油ガス保安規則等の一部改正	省令第65号 告示第145号

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○	○		11.04	国際相互承認に係る容器保安規則等の一部改正	省令第70号 告示第160号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号
				○	12.25	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正	20251224保局第1号

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
			○		03.28	高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正	告示第34号

施行日 R7.3.29

### 設備の設置環境、用途等を考慮した災害発生リスクを踏まえ法規制対象から除外する設備の追加

- ・ 高圧ガス保安法施行令第2条第5項第9号においては、設備内のガスの容積が0.15立法メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるものは規制の対象から除外している。
- ・ 具体的には、政令関係告示第4条の2において、**一定の要件を満たす「試験研究の用に供する機器」「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造のために使用されるサイクロトロン」**内の高圧ガスについて、新たに規制対象から除外する。

## 法令等の改正動向(令和7年1月~12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○	○		03.31	容器保安規則等の一部改正	省令第23号 告示第42号 経済産業省国土交通省告示第1号

施行日 R7.4.1

### (1)改正の概要

水素燃料電池を搭載した鉄道車両の円滑な営業運転開始に向け、必要な環境整備を行うため、令和6年度に国土交通省・鉄道総合技術研究所を事務局として「**水素燃料電池鉄道車両**等の安全性検証検討会」が開催された。

昨年11月下旬の同検討会最終回でのとりまとめ内容等を踏まえ、国土交通省が定める鉄道システム向けの技術基準と並行し、高圧ガスの取扱いに関して高圧ガス保安法関係省令等において必要な事項を定めるもの。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○	○		03. 31	容器保安規則等の一部改正	省令第23号 告示第42号 経済産業省国土交通省告示第1号

### （2）主な改正の内容

- ・新たに「**圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器**」に関する定義の追加及びそれに伴う容器的あり方を規定
- ・最高充填圧力・公称使用圧力・耐圧試験圧力等を、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器的規定に合わせて措置する。
- ・充填可能期限は容器的耐久性と充填頻度を踏まえ**20年**とする。
- ・容器的性質や利用環境を踏まえた刻印・表示の方式等を規定する。
- ・容器的再検査期間は定期検査周期等を踏まえて**初回3年、2回目以降2年**ごとに実施することを規定する。
- ・容器的再検査の方法は、水素燃料電池鉄道車両に固定したまま外観検査及び漏洩試験を行うことを規定する。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

施行日 省令：R7.4.18 通達：R7.4.17

### 主な改正の内容

#### (1) 圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し

圧縮水素スタンドで使用される高圧ガス設備の設計圧力の実態等を踏まえ、圧力上限を見直すとともに、それに伴う各種の離隔距離の見直しを行う。

- ・ 圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力  
8.2 MPa → 9.3 MPa
- ・ 各種の離隔距離の見直し  
→ 例示基準 2（流動防止措置）  
例示基準56の 2（敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置）

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

### （2）設備の点検・異常確認時の措置

高圧ガスの製造設備や消費設備については、その使用開始時及び使用終了時に施設の異常有無について点検を、使用中に1日1回以上作動状況について点検を行う旨を規定しているが、状態監視による確認をもって点検を行うこと等を踏まえ、時点や回数を限定した現行規定の見直しを行う。

#### 一般則第6条第2項第4号

**【新】高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。**

**【旧】高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。**

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

### （2）設備の点検・異常確認時の措置

◎今回の省令改正の趣旨は、時点や回数を限定していた規定を性能規定化し、従来どおりの点検以外の方法についても認めるもの

・ 基本的には従来どおりの点検が必要です（例示基準49）

・ 現状、遠隔監視の具体的な方法が示されているのは空気液化分離装置（ASU）のみです  
（例示基準49の2）

・ ASU以外の設備で、従来どおりの点検の代わりに遠隔監視による点検を行いたい場合は、産業保安室に相談の上、遠隔監視の具体的な方法を事業者が提示し、高圧ガス保安協会の詳細基準事前評価を受けてください

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

### （3）ガスの種類や設備等の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置を行うもの

保安企画推進員の選任等に係る規定について、現行掲げている一律の要件のほかに、ガスの種類や設備等の実態に応じて経済産業大臣がこれらと同等以上の知識経験を有すると認めた者を選任することができるよう改正する。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
一般則第70条関係、コンビ則第29条関係に以下を新設

#### 【概要】

空気液化分離装置における保安企画推進員を対象とし、保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して3年以上従事し、かつ、高圧ガス製造の保安に関する企画又は指導の業務に通算して1年以上従事した者であって、次の①及び②に掲げる要件に該当する者とする。

- ① 保安教育計画において、以下の事項及び必要な保安教育のためのプログラムを定め、当該プログラムを修了した者であること。
- ② 保安企画推進員としての職務を遂行するにあたって支障のないよう適切な権限が付与され、かつ、そのことが危害予防規程において明示されている者であること。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

### （４）高圧ガスの製造の規制を適用しないものの追加

高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）において、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造のために使用されるサイクロトロン」内の高圧ガスについて、新たに規制対象から除外した。これを踏まえ、当該サイクロトロン内に陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造に必要な不活性ガス等を当該サイクロトロンとともに遮蔽壁等内に設置した充填容器等から気化等により供給する場合について、高圧ガスの製造に係る規制を適用しない旨を基本通達において示すもの。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○		○	04.17	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則等の一部改正	省令第42号 20250409保局第1号

### （5）試験研究施設における軽微変更工事の具体化（内規の新設）

法第14条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事として、一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号等で掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」について、**その具体的な要件や手続き等に係る運用を示す内規を新たに制定する。**

# 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第5号及び冷凍保安規則第17条第1項第6号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて（内規）

制定 20250409保局第1号 令和7年4月17日

## 内規の概要

経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

試験研究施設における変更の工事であって、要件に該当するものが、あらかじめ書類をもって、都道府県知事に届け出たところにより実施するもの

## 試験研究施設

次のいずれかに該当するもの

- ・ 事物、機能、現象等について新たな知見を得ることを目的とするもの
- ・ 利用可能な知見の新たな応用を考案することを目的とするもの

# 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

## 試験研究施設変更工事

- (1) **高圧ガス設備(特定設備を除く。)**の変更(一般則第6条第1項第13号、液石則第6条第1項第19号若しくはコンビ則第5条第1項第19号に規定する製造することが適切であると**経済産業大臣が認める者が製造したもの**(「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」(20180323保局第12号)により認定を受けた者が、その認定の区分に基づき製造したものをいう。)又は**保安上特段の支障がないものとして認められたもの**への**変更に限る。**)の**工事**。ただし、既設の設備との間に溶接の現場加工が伴う場合、当該溶接の現場加工は(3)によるものとする。
- (2) **高圧ガスが通る配管(付属するフランジ継手、ねじ接合継手等を含む。)**の変更の**工事**(当該配管に付属するねじ接合継手が(1)の経済産業大臣が認める者の認定の区分「N-Ⅱ」又は「N-Ⅲ」に該当するものである場合を除く。)。ただし、既設の設備との間に溶接の現場加工が伴う場合について、当該溶接の現場作業は(3)によるものとする。
- (3) (1)及び(2)のただし書の溶接の現場加工は、次の①から③までに掲げる要件の全てに適合して実施されるものであること。
- ① 溶接を行う者が、溶接施工要領書(WPS)を準備し、その溶接方法に応じた溶接施工確認試験記録(PQR)を有していること。
  - ② 溶接施工確認試験記録(PQR)が、JIS B 8285(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)等の圧力容器に係る日本産業規格に基づき作成され、第三者検査機関の承認を受けているものであること。
  - ③ 実際に溶接作業に従事する者が、その溶接方法に応じた所定の資格を有していること。

# 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

## 届出に係る要件

試験研究施設を設置している事業所の第一種製造者又は第二種製造者であって、法人のうち、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当すると認められるものであること。

(1) 法人の代表者が、試験研究施設（試験研究の内容を含む。）及び試験研究施設変更工事に係るリスクを認識、評価した上で、その保安の確保の責任を有することを明確に定め、かつ、文書化し、公表していること。なお、届出に係る事業所が複数ある場合には、その保安の確保の責任の文書化及び公表を、それぞれの事業所の長に委任することができる。

(2) 試験研究施設の保安体制、役割等の事項を明確に定め、文書化していること。なお、当該事項には、試験研究施設変更工事の実施に係る責任者、情報管理に係る適切な手順及び文書の確認・見直しの確実な実施の方法について含めるものとする。

(3) 試験研究施設変更工事に関する記録の保存・廃棄に係る基準及び手順を文書化していること。なお、当該記録の保存期間については、原則10年以上とするが、当該期間未満において、当該試験研究施設の更なる変更の工事又は一部若しくは全部の廃止によって、当該記録の内容が示す試験研究施設の該当部分が存在しなくなったときは、それ以上の期間保存することを要しないこととする

# 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

## 都道府県知事等への届出

届出をしようとする者は、次に掲げる書類をもって都道府県知事等に提出しなければならない。

- (1) 様式第1の試験研究施設軽微変更工事実施者届書
- (2) 試験研究施設であることを証する書類
- (3) 要件に該当することを証する書類
- (4) 試験研究施設の概要その他参考となるべき事項を記載した書類

## 届出に係る欠格事由

次に掲げるいずれかに該当する者は、届出を行うことができない。

- (1) 届出に係る試験研究施設を設置している事業所において高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過していない者。ただし、複数の高圧ガス製造事業所を有している者にあつては、そのいずれかの事業所において高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過しているときは、高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過している者として扱うこととする。
- (2) 届出に係る試験研究施設を設置している事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から2年を経過していない者
- (3) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (4) 本規程による運用の停止を受け、その停止を終えた日から2年を経過していない者
- (5) その業務を行う役員のうち(3)又は(4)に該当する者があるもの

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
○					05.28	防衛省設置法等の一部を改正する法律 によつ高压ガス保安法の一部改正	法律第44号

施行日 R7.10.1

防衛省設置法等の一部を改正する法律により、高压ガス保安法の一部が次のように改正

- ・第3条第1項第3号中「船舶及び」を「船舶並びに」に、「内に」を「及び装備移転（中略）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。）内に」に改める。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶内並びに自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。）内における高压ガス

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	06.30	高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて等の一部改正	20250609保局第4号

施行日 R7.7.1

令和5年12月21日付けで高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）及び高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）を施行したことにより、法の適用除外となる高圧ガスの輸入の際の通関に係る通達の条ずれの適正化を行う。

### 改正を行う法令

- ・高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（20190606商局第11号）
- ・高圧ガスを封入した緩衝措置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（20180222保局第4号）

## 法令等の改正動向(令和7年1月~12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○			07.31	容器保安規則の一部改正	省令第57号

施行日 R7.8.1

圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の耐圧試験圧力の定義の見直し及びその他の規定の適正化

### 容器則第2条第28号の2の2

圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力

最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値 → 最高充填圧力  
見直し

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
	○				08.01	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による産業構造審議会令の一部改正	政令第276号

施行日 R7.8.4

- ・第一条中「第七条の七第三項、」を「第七条の七第三項及び」に改め、「及び情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削る。
- ・第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号を追加する。

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
	○				08.08	流通事務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による産業構造審議会令の一部改正	国土交通省政令第292号

施行日 R8.4.1

- ・第一条中「第七条の七第三項及び」を「第七条の七第三項、」に、「の規定」を「及び物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の規定」に改める。
- ・第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄に第十号を追加する。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
			○		08.29	保安検査の方法を定める告示の一部改正	告示第123号

施行日 R7.9.1

- ・引用する民間規格の年号の更新を行う。

冷凍則、液石則、一般則、コンビ則、他  
KHK/S 0850-1～7（2024）

コンビ則の適用を受ける 製造施設であって、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの  
KHK/JOGMEC S 0850-8（2024）

圧縮水素スタンド  
KHK/JPEC S 0850-9（2024）

- ・保安検査告示第三号及び第四号の上欄に掲げる製造施設区分について、第九号に掲げる製造施設を対象から除く記載を追加する。

第三号 一般則の適用を受ける製造施設  
第四号 コンビ則の適用を受ける製造施設  
第九号 圧縮水素スタンド

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○	○		10.01	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、及び関係法律の規定に基づく液化石油ガス保安規則等の一部改正	省令第65号 告示第145号

施行日 R7.10.1

- ・ 関係条項の項番号を改める

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
		○	○		11.04	国際相互承認に係る容器保安規則等の一部改正	省令第70号 告示第160号

施行日 R7.11.5

### （1）改正の概要

今般、国際相互承認液化天然ガス燃料装置用容器の容器再検査における断熱性能を確認する試験方法として、新たに「保冷性能試験」を選択可能にすることを目的として、関係省庁・有識者・関係業界団体等による審議等が行われ、保冷性能試験において必要な要件設定等の詳細や、試験方法の妥当性が確認されました。これをふまえ、高圧ガス保安法における国際相互承認液化天然ガス燃料装置用容器について、容器再検査における断熱性能を確認する試験方法に保冷性能試験を選択肢として追加するために、高圧ガス保安法関係省令等において必要な事項を定めるものです。

### （2）主な改正の内容

「国際相互承認に係る容器保安規則」及び「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」において、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査項目のうち、断熱性能を確認する試験方法として新たに「保冷性能試験」を追加し、当該試験の要件・合格基準等を規定する。規定にあたっては、CNG/LNG容器技術検討会の結果を踏まえ、国土交通省における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添133と内容を揃えて改正する。

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### 主な改正の内容

施行日 R7.11.11

#### ①圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器や圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品にかかる例示基準や解釈の追加

令和7年3月31日公布・4月1日施行の「容器保安規則等の一部を改正する省令等」及び同年7月31日公布・8月1日施行の「容器保安規則の一部を改正する省令」における改正や、高圧ガス保安協会による一般詳細基準審査の結果を踏まえ、以下の内容を追加する改正を行う。

- ・公益財団法人鉄道総合技術研究所作成の「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の技術指針」及び「圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品の技術指針」を、「容器保安規則の機能性基準の運用について」（以下、「容器則例示基準」という。）において例示基準として追加する。

- ・基本通達において、一般高圧ガス保安規則の規定上の「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、対象となる車両及び容器の明確化を行う。

- ・基本通達において、「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」の取り扱いを参考に、容器保安規則関係での「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」の取扱い等に関する解釈を追加する。

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ②溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し

令和4年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（高圧ガス容器に関連する規制等の見直し等調査）における検討会での審議等を踏まえ、容器則例示基準において以下の内容を改正する。

- ・ 容器則例示基準において検査方法等として「目視」と定められている箇所について、「目視」と同等の検査が実施できることを担保したうえで、目視以外の方法を採用することが可能になるようにする。

容器則例示基準に以下が新設された。

(2) 容器検査等に係る例示基準の容器検査等の方法に係る規定中「目視」とあるのは、検査実施者がファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の器具により目視と同等の検査が実施できることを確認した場合にあっては、当該器具を使用することができるものとする。

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ②溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し

・容器則例示基準別添2「溶接容器の技術基準の解釈」において、所要の条件を満たす鋼製LPガス容器の肉厚を海外の水準（IS04706）と揃えるために、肉厚の計算式を改める。また、別添2における容器検査のうち、膨張測定試験を全数ではなく抜取り試験で実施することができる容器について、新たに所要の条件を満たす鋼製LPガス容器を追加する。

#### 第4条(略)

2 内容積が150L以下の容器(航空法(昭和27年法律第231号)第10条の規定に適合するものを除く。)は、次の各号のいずれかに定める値以上の肉厚を有しなければならない。  
以下この項において $t_m$ 及び $D$ は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

$t_m$  最小肉厚(単位 mm)の値、 $D$  外径(単位 mm)の値

(1) 次の算式により計算して得た値又は1.25mmのいずれか大なる値  $t_m = D / 300 + 1$

(2) 次の算式により計算して得た値又は2.0mmのいずれか大なる値(ただし、液化石油ガスを充填する容器であって、第3条第1項第1号ホに規定する材料又は当該材料と同等の材料で製造した容器の場合に限る。)  $t_m = D / 250 + 0.7$

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ③圧縮水素スタンド等における使用可能な材料の追加

研究開発の成果を受けた令和6年5月のJIS B 8265（圧力容器の構造）の改訂等を踏まえ、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」（以下、「一般則例示基準」という。）・「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」（以下、「コンビ則例示基準」という。）・「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」において、圧縮水素スタンド等における高圧水素用バルブ・継手や特定設備等の材料として使用できる新たな材料を追加する。

材料の種類	常用の圧力（93MPa以下） における常用の温度	ニッケル当量
JIS G4303（2021）ステンレス鋼棒（SUS305に限る。）	-45℃以上 90℃以下	28.5以上（伸びが57%以上にあつては、26.9以上）

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ④圧縮水素スタンド等の離隔距離等の見直し

令和7年4月17日公布・18日施行の「冷凍保安規則等の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第42号）」において圧縮水素スタンド等の常用の圧力の上限が82MPaから93MPa以下に引き上げられた。これを踏まえ、一般則例示基準・コンビ則例示基準における「敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置」として、障壁を設置する場合の高圧ガス設備と障壁の間の距離を改め、また、ガス製造設備等に使用できる材料の常用の圧力上限を93MPaに引き上げる。

#### 例示基準56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド・移動式 圧縮水素スタンド）

2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が **4.7m**（常用の圧力が **82MPa** を超え **89MPa** 以下の場合にあっては **4.5m**、常用の圧力が **82MPa** 以下の場合にあっては **4m**）以上である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12cm以上）、コンクリー 159 トブロック（厚さ：15cm以上）、鋼板（厚さ：3.2mm以上）、（以下略）

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ⑤液化ガスの定義の明確化

「平成28年11月1日改正に関する解説及びQ & Aについて」（経済産業省ホームページ）において周知している内容を踏まえ、基本通達において、高圧ガス保安法第2条第3号前段にて規定する**液化ガスの定義の明確化**を改めて行う。

「液化ガス」とは、現に液体であって、次の①又は②に掲げるものをいう。

① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かにかかわらず、当該液体の**飽和蒸気圧**（以下単に「蒸気圧」という。）が大気圧と等しくなる温度をいう。次の②において同じ。）が40℃以下のもの

② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1MPa以上の状態にある場合のもの

## 法令等の改正動向(令和7年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	11.11	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20251031保局第1号

### ⑥使用可能な温度計の明確化

平成29年に発行されたJIS B 7549に規定される**液体充満圧力式指示温度計**を一般則例示基準やコンビ則例示基準に既に明記されている温度計に追加する。また、一般則例示基準・コンビ則例示基準にける温度計の規定について、JISの廃止・更新に伴う反映を行う。

感温部の温度変化による液体の膨張圧力変化を機械的な変位に変換し、温度として指針の動きに転換する

### 例示基準12. 温度計

温度計は、当該設備の常用の温度に応じ、その測定範囲が当該設備の常用の温度を適切に測定できるものであることとし、(1)から(4)に定めるもの又はこれと同等程度以上の性能を有するものを使用することができる。

- (1) JIS B 7414(2018)ガラス製温度計
- (2) JIS B 7529(2017)蒸気圧式指示温度計
- (3) JIS C 1602(2015)熱電対、JIS C 1604(2013)測温抵抗体、JIS C 1605(2021)シース熱電対又は JIS C 1611(1995)サーミスタ測温体を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し表示する装置
- (4) **JIS B 7549(2017)液体充満圧力式指示温度計**

## 法令等の改正動向（令和7年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	公布日	内容	番号
				○	12. 25	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正	20251224保局第1号

施行日 R8.1.1

### 事故の定義における「噴出・漏えい」から除かれるものが追加された

#### 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

##### 2. 事故の定義等

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合（なお、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。）



# 愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

# ～お願い編～

## 目 次

1	申請・届出・相談について		
(1)	申請・届出・相談者	1	4
(2)	郵送による申請等	1	11
(3)	申請・届出前の事前相談	2	12
2	申請書・届出書の作り方のポイント		5
(1)	申請書	3	
(2)	機器等一覧表	3	6
(3)	技術上の基準	4	
(4)	技術上の基準の添付資料	5	7
(5)	フローシート・配管図・配置図	6	
(6)	写真（軽微変更届）	7	
(7)	その他	8	
(8)	審査期間	8	
3	完成検査の申請について	9	

## 1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、感染症拡大防止及び部屋のスペースの観点から申請者本人を含め3人以内でお願いいたします。

なお、保安検査申請を含め、全て事前にご予約をお願いいたします。

飛び込みの来庁は原則お引き取りいただきます。（職員が検査等で不在であったり、他の打合せ中で対応できないため）

## 1 (2) 郵送による申請等

感染症拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、あらかじめ受付担当者との電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものを同封してください。

## 1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

製造許可・変更許可については申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了となりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

### 【事前相談できるもの】

- ・ 高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

### 【事前相談できないもの】

- ・ 他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・ 高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・ 函面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・ 函面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと

## 2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

(代表者の会社名、役職（代表取締役社長など）及び氏名を記載してください)

## 2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77MPa、ブタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としてきました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。

## 2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載

例) 号 → 第1号

タイトル → 境界線・警戒標

概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げること

②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は

「**該当なし**」、該当している場合は「**該当あり**」と記載してください。

③「**該当あり**」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「**変更なし**」

と記載してください。変更がある場合は「**変更あり**」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。

## 2 (4) 技術上の基準の添付資料

審査を円滑に行うため、添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。合わせて、ページ番号を付記してください。

ページ番号等が書かれていない場合、資料探しに時間を要します。

また、製造許可・変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと時間を要します。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備 大臣認定品等 ※1	・ 検査成績書の写し ・ 強度計算書 ・ ミルシート（委託検査品を除く）
支障のない可とう管 ※2	

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品 ※3の総称

※2) KHKS0804ベローズ形伸縮管継手の基準及びKHKS0805フレキシブルチューブの基準（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

## 2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要します。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。

## 2 (6) 写真(軽微変更届)

軽微変更届は完成検査が無いので、必ず写真を添付して下さい。

《高圧ガス設備の取替えの場合》

○総合気密試験(以下の4点を工事看板に記載)

- ・試験年月日
- ・常用圧力及び試験圧力
- ・試験流体
- ・試験時間

○総合気密試験時の圧力計のアップ(針の指示値が分かる様に)

○認定試験者試験等成績書等に記載されている機器番号等のタグ・印字

○圧縮機・ポンプは新・旧で設置位置が分かるもの

## 2 (7) その他

製造施設が複数ある場合や変更箇所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

## 2 (8) 審査期間

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。 2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」(1)～(7)を参考に円滑な審査にご協力ください。

### 3 完成検査の申請について

①完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。工事終了前に申請があった場合でも受付しますが、その場合であっても手数料を徴収しますので、万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなっても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。予約は申請者が行ってください。

②完成検査の方法については、一般則・液石則・コンビ則別表第一による方法で行います。

この方法と異なる場合は許可申請時までに、代替案を提示してください。この場合本室にて認められるかどうか判断します。

検査当日に判明した場合は、日を改めます。

## 4 保安検査の申請について

### 【県で受検する場合】

#### (1) 申請に必要な書類等

##### ①保安検査申請書(規則毎)

- ・ 特定施設(保安検査を受検しなければならない製造施設)が複数ある場合は特定施設毎に申請書が必要になりますが、同じ規則の特定施設であれば1つにまとめることもできます。(この場合は、保安検査証も1つになります。)
- ・ 前回の保安検査の年月日の欄は、実施日ではなく、「基準日」を記入してください。

##### ②手数料

- ・ 申請書が複数ある場合は1年度分を一括して納入してください。
- ・ 手数料は、当該年度の処理能力の合計に応じた区分となります。
- ・ 移動式製造設備のみを有する事業所は「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者」の区分となります。
- ・ 同一の事業所において定置式製造設備と移動式製造設備を有する事業所は、受検する特定施設が定置式製造設備か移動式製造設備かにかかわらず、「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者以外のもの」の区分となります。

※愛知県手数料条例 第2条第1項第2号 (別表第二)

## 4 保安検査の申請について

### (2) 申請時期

- ・実施日の1か月前までに申請してください。
- ・実施日が5月以降の事業所は年度が替わってから申請をお願いします。

### (3) 検査当日に必要な物

- ・フローシート(常用圧力区分の分かるもの)
- ・**技術上の基準(製造者が作成したもの)**
- ・定期自主検査記録  
(無い場合は検査不合格とし、手数料は返納しません、県以外で受検してください)  
(貯槽の開放検査については事前に相談頂き了承したものは後日提出になります)
- ・開放検査の周期表
- ・開放検査の実施記録
- ・保安管理組織図(特定施設毎の保安係員等の選任状況が分かるもの)

## 4 保安検査の申請について

### 【県以外で受検する場合】

#### ①事前連絡

- ・ 県から毎年2月頃に特定施設の保安検査の実施予定日を通知しておりますが、県以外の高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を受ける場合は、通知書の実施予定日より1か月前までにその旨を連絡してください。

#### ②保安検査受検届書

- ・ 県以外で保安検査を受けた旨を届出なければならない。  
高圧ガス保安協会 → 高圧ガス保安協会保安検査受検届書  
指定保安検査機関 → 指定保安検査機関保安検査受検届書

※届書に添付する保安検査証に「原紙」は使わない

※未提出の事業所が散見されております

## 5 手数料の納付について

皆様の行政手続における利便性を高めるため、2025(令和7)年1月20日から、新たに県施設の窓口においてキャッシュレス決済を導入します。

このことにより、窓口で行政手続に伴う手数料等の納付を行う際に、クレジットカード、電子マネー及びコード決済の利用が可能となります。

【県HP:キャッシュレス決済記者発表資料URL】

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/cashlesscounter2025.html>

◎方法:①愛知県収入証紙 又は ②キャッシュレス決済

◎備考:①愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎地下1階・売店(ファミリーマート)等で購入できます。

- ②・領収書は発行されません。(レシートの発行)
- ・レシートの再発行は出来ません。無くさない様にして下さい。
- ・決済完了後は決済の取消は出来ません。
- ・戻出は翌々月以降になります。
- ・申請者等と支払者が異なる場合は、申請者等への戻出となります。

## 6 許可等の取消しについて

### 高圧ガス保安法 第38条 抜粋

都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

- 二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

## 7 名古屋市への権限移譲について

### ①高圧ガス保安法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）により、高圧ガス保安法の一部が改正されました。

**※施行:平成30年4月1日**

注) コンビナート地域または特定製造事業所の区域を除く

### ②液化石油ガス法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が改正されました。

**※施行:令和5年4月1日**